

医政発第 0417001 号
平成 20 年 4 月 17 日
一部改正 医政発 0614 第 4 号
平成 23 年 6 月 14 日
一部改正 医政発 0409 第 37 号
平成 27 年 4 月 9 日
一部改正 医政発 1115 第 2 号
平成 29 年 11 月 15 日
一部改正 医政発 0605 第 9 号
平成 30 年 6 月 5 日
一部改正 医政発 1 2 2 4 第 1 4 号
令和 2 年 1 2 月 2 4 日

各 都 道 府 県 知 事

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について

厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助施設等」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等にあつては、同法第 2 条第 2 項に規定する厚生労働大臣の承認が、同法第 2 条第 6 項に規定する間接補助事業者等にあつては、同法第 7 条第 3 項の規定により付した条件に基づく厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長の承認が必要となる。

これらの承認について、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとし、今般「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」が別添 1 のとおり定められた。平成 20 年 4 月 1 日以降に財産処分の承認申請を受理したものについては、原則としてこの承認基準に基づき承認事務を行うこととなるので御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者に対

し、貴職からこの旨周知されるよう配慮願いたい。

また、この承認基準の施行に当たっては、下記に留意されたい。

なお、平成12年6月12日障第457号・健政発第716号・健医発第957号・医薬発第619号・児発第583号・保発第110号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・健康政策局長・保健医療局長・医薬安全局長・児童家庭局長・保険局長連名通知、平成18年7月3日医政発第0703018号厚生労働省医政局長通知及び平成19年3月29日医政発第0329007号・雇児発第0329010号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知については、廃止する。

本通知については、健康局、医薬食品局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局障害保健福祉部及び保険局においても了知しているところであるので、念のため申し添える。

記

- 1 財産処分を行う場合には、適正化法の趣旨及び補助金等の補助目的にかんがみ、当該財産処分により地域の保健、医療、雇用、福祉等におけるサービスの提供、人材育成等のための社会資源に不足を生じないこと、施設等の利用者又はサービスの受益者である住民への配慮が十分に行われていることなど、厚生労働行政施策の円滑な実施に支障が生じるものではないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るよう、十分に配慮願いたい。
- 2 平成20年3月31日において既に承認申請を受理しているが、本日において承認を行っていないものについても、原則としてこの承認基準に基づき対応することとする。
- 3 本日において既に承認を行っているが納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成20年4月1日以降であるものについては、原則としてこの承認基準に基づき納付金額を算定することとする。
- 4 この承認基準について、医政局所管一般会計補助金等に関し医政局長が定める特例は、別添2のとおりである。